

新型コロナウイルス感染症「緊急事態」総合対策（抜粋）

令和2年4月20日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言による緊急事態措置を実施すべき区域指定（変更）

4月16日（木）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第32条第1項の規定に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、4月7日に指定された7都府県に加え、岐阜県を含む40道府県が追加され、全都道府県に拡大された。

あわせて、岐阜県は、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」と位置付けられた。

- ・ 緊急事態措置を実施すべき区域
岐阜県全域
- ・ 緊急事態措置を実施すべき期間
令和2年4月16日から令和2年5月6日まで

1 県民への要請

徹底した外出自粛 **特措法第45条第1項**

特措法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請する。

○外出の自粛の徹底（「STAY HOME」）

○人との距離を保つこと（「SOCIAL DISTANCING」）

の2つを意識した行動の徹底を図る。今後、特に、大型連休期間における都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛を要請する。

- ・ 人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保つこと。
- ・ 外出する際は、自分を守り、大切な人を守るため、「うつらない」「うつさない」ようマスク着用を徹底すること。
- ・ 小まめに手洗いをすること。特に外出した際、不特定多数の方が触った可能性のある物（つり革、ドアノブなど）を触った場合は、必ず手洗いをすること。
- ・ 特に、感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）を徹底的に回避すること。

（注） ナイトクラブ等接客を伴う飲食店、料理店、合唱団及びスポーツジム、カラオケ・ライブハウス、ダンスサークルや卓球など呼気が激

- しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所を避けること。
- ・ 少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめること。
 - ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心掛け、体調不良の場合は、無理せず外出・出勤しないこと。
 - ・ 県広報やコールセンターなどを活用し、感染者に関するあいまいな情報や風評に惑わされないこと。

2 事業者等への協力要請

施設の使用制限・停止及び催物の開催制限・停止への協力

特措法第24条第9項

特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限及び屋内外を問わず複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催について、施設管理者及び催物主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請する。

これに該当しない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。

【休業協力要請の概要】

- 要請期間：4月18日（土）～5月6日（水）
- 対象地域：岐阜県全域
- 実施内容： **別紙 休業協力要請施設等一覧**
 - ①基本的に休止を要請する施設
 - 1) 床面積の合計によらない施設
遊興施設、運動施設、遊技施設、劇場、集会・展示施設、文教施設、保育所 等
 - 2) 床面積の合計が1,000㎡を超える施設
大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設
 - ②特措法によらない協力依頼を行う施設
床面積が1,000㎡以下の施設
大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設
 - ③ 基本的に休止を要請しない施設
 - 1) 社会福祉施設等
 - 2) 社会生活を維持する上で必要な施設